

濃州関所茶屋 入店者募集要項

施設利用者への憩いの場の提供と、地域食材等を活かした飲食（軽食）及び特産品等の販売を通じ、関市の観光PRを図ることを目的とし、濃州関所茶屋（以下「本施設」という。）での飲食販売、物産品販売を行う入店者を一般募集します。

1 募集の方針

- (1) 本施設の設置目的にあったふさわしい運営を行うものとします。
- (2) 利用者は、関市民はもとより関市以外の方も利用するため、安全な飲食及び物産品等を安定的に提供できる運営とします。
- (3) 飲食を提供する際は、極力地域食材を使用するものとします。
- (4) 物販を行う際は、関市とゆかりあるものの販売のみとします。

2 本施設の概要

- (1) 名 称 濃州関所茶屋
- (2) 所 在 地 関市南春日町9番地1
- (3) 開設年月 平成14年4月4日オープン
- (4) 敷地面積 998.64㎡
- (5) 建築面積 273.09㎡（本館）
- (6) 延床面積 268.13㎡（本館）
- (7) 開館時間 午前9時から午後4時30分まで
- (8) 休 館 日 ア 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）
イ 休日の翌日（当該翌日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合を除く。）
ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（ただし、1月2日を除く。）
エ 上記にかかわらず、11月8日は休館しないものとする。

3 募集概要

(1) 規模及び内容

- ア レストランスペース 79.32㎡（レストラン 59.49㎡、厨房 9.91㎡、倉庫、トイレ等 9.92㎡）
収容人数 掘りごたつ式 24席、イス席 12席
- イ 物産ショップスペース 19.83㎡

(2) 運営期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。ただし、関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成6年関市条例第23号。以下「使

用料徴収条例」という。)に基づく行政財産の目的外使用の申請は毎年行い、市長の許可を受けるものとします。

(3) 営業日等

- ア 営業時間 本施設の開館時間と同じ。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、変更することができるものとします。
- イ 休業日 本施設の休館日と同じ。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、休業日を変更又は臨時に休業することができるものとします。

4 応募資格

- (1) 食品衛生法に基づく許可を受け、本施設の募集要項にふさわしい営業ができる者
- (2) 濃州関所茶屋条例第4条の遵守義務を誠実に遂行できる知識、経験、資力及び社会的信用を有する者
- (3) 別紙1 濃州関所茶屋入店者許可条件を遵守できる者
- (4) 本施設の利用実態に合わせた対応が柔軟にできる者
- (5) 過去3年間に於いて、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者
- (6) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者
- (7) 関市暴力団排除条例(平成24年関市条例第29号)第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者に該当しない者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者

5 使用条件

(1) 使用料

使用料徴収条例に基づく使用料の額とします。

- ア レストラン 月額28,350円
- イ 物産ショップ 月額5,250円

(2) 共益費

ア 運営上必要な次に掲げる経費は、入店者負担とします。

- (ア) 電気料 本施設の使用面積で按分して算出した額
- (イ) 上下水道料 本施設の使用面積で按分して算出した額
- (ウ) 電話料 本施設の使用面積で按分して算出した額

(算出例) 上記3(1)ア及びイのスペースを両方使用した場合の電気料

$$\text{レストラン}79.32\text{m}^2 + \text{物産ショップ}19.83\text{m}^2 = 99.15\text{m}^2$$

$$99.15\text{m}^2 / 268.13\text{m}^2 = 36.97\% \text{ (面積按分率。小数点第3位切捨て)}$$

$$\text{本施設} \times \text{月分電気料} \times 36.97\% = \text{請求額}$$

- (エ) ガス使用料 全額入店者負担とする。(業者契約含む。)

イ 入居者が1か年に負担する上記(2)ア及びウの経費は、関市が当該年度として請求する4月分から翌年3月分までとします。

ウ 入居者が1か年に負担する上記(2)イの経費は、関市が当該年度として請求する

6 期分とします。

(3) 施設及び設備の負担

ア 関市の負担

(ア) 施設（建物、電気設備、空調設備、給排水設備）の維持管理費

(イ) 施設に付随した設備及び備品の維持管理費

(ウ) 貸与する備品は、別紙 2 濃州関所茶屋備品台帳のとおり

イ 使用者の負担

(ア) 調理等に必要な調理器具

(イ) その他の消耗品等

(4) 施設及び設備の更新

設備、備品、調理器具等の更新は、関市との協議のうえ決定するものとします。

(5) その他の施設整備

入店者は、関市との協議により、上記(3)ア(ア)及び(イ)の一部を改修できるものとします。ただし、改修規模により営業時間及び営業日に支障が生じた場合において、関市は、一切の負担を行わないものとします。

6 応募に必要な書類等

(1) 濃州関所茶屋入店申込書（様式第 1 号）

(2) 営業計画（様式自由）

ア 関市の観光拠点施設の一つに位置する本施設の運営者として、周辺関係施設との連携及び協力事業に対する事業展開方針、その方針実現のためのあるべき姿及び実現可能な運営計画内容を記載してください。

イ 本施設の営業方針、予定する主なメニュー、提供予定価格、予定従業員数（名簿添付）、年間計画集客数及び年間収支計画書を記載してください。

(3) 決算書及び税申告書の写し

ア 法人 令和 4 年及び令和 5 年の決算書の写し及び国税の納税証明書

イ 個人 令和 4 年及び令和 5 年の所得税申告書又は所得証明書の写し

(4) 営業許可書の写し

ア 飲食店の営業実績のない場合は、営業許可を取得する旨の濃州関所茶屋営業許可誓約書（様式第 2 号）及び食品衛生責任者の資格を証明できるものの写しを提出してください。

イ 入店者は、営業開始日までに本施設での飲食店営業許可を受けてください。

(5) 代表者の履歴書

(6) 定款及び法人登記事項証明書又は登記簿謄本の写し（※個人の場合は、代表者の印鑑証明書を提出してください。）

(7) 国税、県税及び市町村民税を滞納していない証明書

(8) 濃州関所茶屋応募資格誓約書（様式第 3 号）

7 提出部数

正本 1 部、副本 7 部（1 部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。）

8 応募書類の提出方法等

(1) 募集要項の公開期間

令和6年12月1日（日）から令和7年1月15日（水）まで

関市ホームページアドレス <http://www.city.seki.lg.jp>

(2) 応募書類の受付期間

令和6年12月1日（日）から令和7年1月15日（水）までに、応募申込書に必要な書類を添えて、提出先に直接持参してください。（土曜日、日曜日、年末年始(12/29～1/3)及び祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送、電話、FAX、インターネットは不可とします。）

(3) 提出方法

応募書類一式を電話予約のうえ、持参してください。

(4) 提出先

岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市 産業経済部 観光課

電話0575-23-7704

9 現地見学会の開催

(1) 日時

令和6年12月10日（火） 午後3時から

(2) 会場

岐阜県関市南春日町6番地1（濃州関所茶屋）

(3) 参加申込

濃州関所茶屋現地見学会参加申込書(様式第4号)により、令和6年12月6日(金)午後5時(必着)までに、郵便、ファックスまたは電子メールにて「16 問合せ先」までお申込みください。参加者は、1団体2人以内とします。本募集要項及び参加申込関係書類をご持参のうえご参加ください。なお、現地見学会に参加しなくても入店者の応募はできます。

10 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

応募に関する質問がある場合は、濃州関所茶屋入店者募集に関する質問書(様式第5号)により、令和6年12月13日(金)午後5時(必着)までに、郵便、ファックス又は電子メールにより「16 問合せ先」までご提出ください。来訪及び電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和6年12月20日(金)までに関市ホームページ上で公開します。質問者等への個別対応は行いません。

11 応募に関する留意事項

- (1) 提出された応募書類の内容を変更することはできません。
- (2) 応募の際に要する費用は、応募者の負担とします。また、提出された応募書類は返却しません。
- (3) 提出された応募書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (4) 応募後に辞退する場合は、書面にてお申し出ください。
- (5) 応募書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

1 2 選定

(1) 審査の方法

提出された応募書類及び営業計画等により、濃州関所茶屋入店予定者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査し、本施設への入店者としてふさわしいと判断した者を入店予定者として選定します。

(2) 審査

ア 応募書類の確認

関市産業経済部観光課で行い、応募内容について確認及び照会を行う場合があります。

イ 審査

次の日程により、委員会による審査を行います。

- | | |
|---------|--|
| (ア) 日 時 | 令和7年1月下旬から2月中旬 |
| (イ) 場 所 | 未定 |
| (ウ) その他 | 委員会開催時に、応募者の説明（プレゼンテーション）の後、委員による質疑を行いますので、申請団体の方の出席（1～2名程度）をお願いします。 |

※詳細については、後日、応募者全員にお知らせします。

ウ 審査結果の通知

審査終了後、審査結果を応募者全員に文書にて通知します。

(3) 入店者の決定

入店者は、委員会で決定された入店予定者を基に、関市内部における事務処理を経て、正式に決定されます。

1 3 選定の基準

入店予定者の選定は、応募書類及び営業計画書等の内容を基に、次に掲げる基準に従い、総合的な判断により行います。

- (1) 応募者の営業計画が関市の観光施設の一つである本施設として、ふさわしく、賑いが創出できる方針及び実現可能なものであること。
- (2) 本施設の利用者は、関市民はもとより、関市以外の方も利用されるため、安全な飲食及び物産品を安定的に提供できること。
- (3) 飲食を提供する際は、極力地域食材を使用すること。

- (4) 本施設の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (5) 安定した営業を行うことができる従業員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (6) 安全管理が徹底されていること。

1 4 審査の評価項目及び配点

(1) 営業計画の内容

No.	評価項目	評価基準	配点
1	営業方針 (応募にあたっての抱負)	営業意欲、熱意、姿勢が感じられるか。	1 0
2	営業方針 (営業のコンセプト)	基本コンセプト、営業方針の妥当性	1 0
3	営業方針 (サービス、利用促進)	サービス向上策の妥当性 (実現性、積極性はあるか。)	1 0
4	営業方針 (創意、工夫)	営業計画に創意、工夫がみられるか。	1 0
5	営業方針 (収支計画)	収支計画の見積額の妥当性 コスト削減の妥当性	1 0
6	営業品目・価格	市民等が気軽に利用できる営業品目と 価格であるか。 種類(数)は妥当か。	1 0

(2) 営業能力

No.	評価項目	評価基準	配点
7	営業規模 (資本金、営業年数、従業員数)	安定した営業を行うことができる従業員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか。	1 0
8	営業実績	安定した営業を行うことができる実績があるか。	1 0
9	管理能力	代表者の経歴による管理能力	1 0

(3) 全体の印象

No.	評価項目	評価基準	配点
10	営業計画全体の印象	営業計画書全体の印象 添付書類、説明資料の有無	1 0

合 計			1 0 0
-----	--	--	-------

1 5 今後のスケジュール

公募から入店者決定までの主なスケジュールは、以下のとおりとします。

令和6年12月 1 日 (日)	募集要項公表開始
12月 1 日 (日)	現地見学会参加受付開始
	応募書類受付開始
12月 6 日 (金)	現地見学会参加受付終了
12月10日 (火)	現地見学会
12月10日 (火)	質問事項受付開始
12月13日 (金)	質問事項受付終了
12月20日 (金)	質問事項に関する回答
令和7年 1 月15日 (水)	応募書類受付終了、募集要項公表終了 (必要に応じてヒヤリングの実施)
1 月下旬から2月中旬	委員会の開催 (入店予定者の決定)
1 月下旬から2月中旬	入店者の決定 (内部事務処理) 審査結果の通知 (全応募者宛)
2 月上旬から中旬	入店者の決定 (告示) 予定
令和7年 3 月	入店並びに退店準備及び引継期間
令和7年 4 月 1 日	入店者による運営・営業の開始

1 6 問合せ先

関市 産業経済部 観光課

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

電話番号 0575-23-7704 (直通)

ファックス番号 0575-23-7741

E-Mail kankou@city.seki.lg.jp